様式第１２号（第６条関係）

措　置　命　令　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　記　　号　　番　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　年　　月　　日

（申請（代表）者）　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　美幌町長

　鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等許可（　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号）の条件に違反しているので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり措置することを命じます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 違反行為  （ 内 容 ） |  |
| 採るべき  措置の内容 |  |
| 措置の期限 | 年　　月　　日 |
| 備考 | １　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、美幌町長に対して審査請求をすることができます。  なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由のない限り、審査請求をすることができなくなります。  ２　上記１の審査請求をしない場合でも、この処分があったことを知った日（上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、美幌町を被告として（訴訟において美幌町を代表する者は美幌町長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。  なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由のない限り、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（経済部農林政策課）